

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者・勤労福祉担当

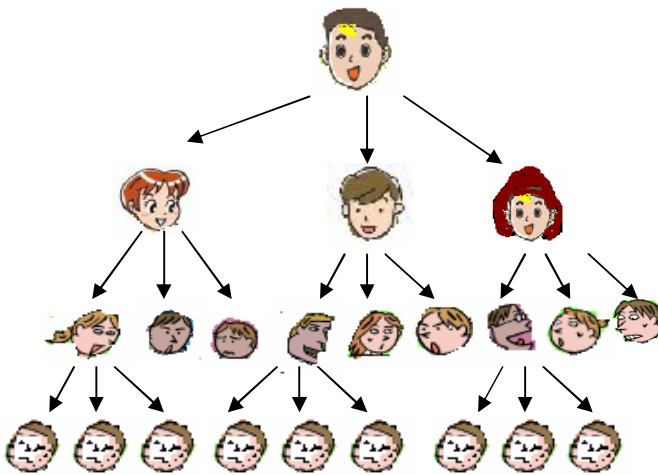
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

マルチ商法のしくみ

マルチ商法とは、販売組織に加入した人が、次々に友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら、商品などを販売していくシステムです。

特徴

下図のようにネズミ算式に会員をふやし、一人が3人ずつ会員を集めると、18代目までで日本の人口を超えてしまうといわれています。結果として、上位にいる一部の人がばかり、その結果多くの被害者を生み出して破綻してしまいます。



勧誘時の特徴

- ・勧誘のきっかけ 会社や学校、サークルなどの人間関係や信頼関係が利用されます。また、最近は口コミだけでなく、携帯電話やパソコンのメールや広告を利用した勧誘も増えています。
- ・誇大なセールストーク 簡単に収入が得られるようなイメージだけを強調します。しかし、組

織の拡張に限界があることなどの危険性については説明がないことが多く、取扱商品についても「ガンは治る」「アトピー性皮膚炎が治る」といった効能や効果を体験談だけで強調します。

- ・長時間（深夜）勧誘・強引な説得 長時間にわたり説明したり、組織の数人が取り囲み、強引に契約を迫ってきます。誘われた人はその場から離れたくて、仕方なく契約に応じてしまうケースもあります

消費者救済の民事ルール

- ・中途解約・返品ルール クーリング・オフ期間が過ぎてもいつでも解約できます。また、入会后1年未満の会員がやめる場合は、一定の条件を満たせば在庫商品を返品し、返金を求めることができます。
- ・契約の取り消し うその説明や違法勧誘行為によって、誤認して契約をしたときは、日数にかかわらず、その契約を取り消すことができます。

ネズミ講＝マルチ商法？

- ・ネズミ講は、商品販売を目的としない、金品配当のみの組織のことです。
- ・マルチ商法は、商品やサービスの販売事業であり、法律の規制を守れば活動ができます。

儲け話にご注意 マルチ商法

マルチ商法はおもに大学生や20代の若者を中心に友人・知人を勧誘し、被害が拡大していきます。このシステムは入会者が無限に増え続けることはないので、いずれは組織が破綻します。

相談事例 1

友人に「いいアルバイトがある」と誘われ、説明会に参加しました。「簡単に儲かる」「100万円も夢じゃない」などと言われ、成功話を次々とされました。「健康によいというサプリメントを紹介すれば、マージンが入る」と長時間勧誘されました。最初は「50万円も払えない」と断りましたが「サラ金から借りればよい。すぐに元が取れるから」と言われて契約しました。いろいろな友達を誘いましたが断られてしまい、借金の返済ができず困っています。(20代大学生)

説明でした。ビジネスは知人を誘い下部の会員として入会させると、その購入代金から一定率のコミッションがもらえ、勧誘実績が一定以上になるとランクも上がり、収入も増えるというシステムでした。良い商品をみんなに勧めた上に収入になるビジネスというので、商品を購入し、ビジネス会員登録もしました。しかし、会員を増やしていく自信もなく、やめたいのですが。(20代主婦)

アドバイス

マルチ商法は、利益を得るためには友人などを無理に勧誘したりするため、友人関係が悪化してしまうこともあります。「必ず儲かる」といった勧誘や強引な勧誘方法は処罰の対象です。また、収入にならないため借金が膨らんでしまうこともあります。簡単に儲かる話には落とし穴があります。安易な儲け話にはのらないようにしましょう。マルチ商法のクーリングオフ期間は20日間です。クーリングオフが過ぎてもあきらめずに消費者センターへご相談ください。

相談事例 2

近所の奥さんから「化粧品の説明会に行かない？」と誘われて会場に行くと「2〜3万円で参加できて、知人などに声をかけて人間関係のネットワークビジネスを広げるもので、良質で環境にもやさしい化粧品や洗剤、浄水器などを活動の一環としている」という



困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談 日:月~土曜日

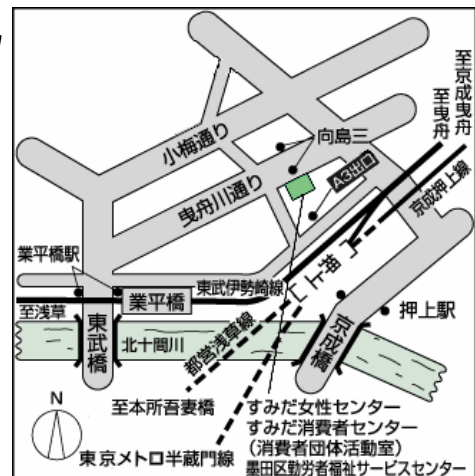
*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間:午前9時30分~
午後4時30分

専用電話:5608-1773

*最初は電話でご相談ください

所在地:墨田区押上 2-12-7-215



交通/東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線
押上駅(A3出口)から、それぞれ徒歩約5分